

山中一揆を 伝えたもの

～記録と顕彰～



1



本日お話しする こと

- 勝山藩家老九津見家伝来の絵図
- 山中一揆の記録
- 供養・顕彰の石造物
- 供養から顕彰へ

2

勝山藩家老九津見家伝来の絵図

※かつてこの地域で起こった山中一揆について調査して入封している。」
 (『岡山県史 近世Ⅲ』)： 根拠=この絵図

- 茅部神社の石大鳥居が描かれていることから、文久三年(1863)以降の作成。
- 色の塗り分けより、荒地・野原開発のため、幕末に作成した絵図と推定。

大山往来沿い、「郷原分」の南

「此所享保十一丙午年刑罪後5追々衰微、家数凡七、八軒不残絶家跡」

旭川沿い、「西茅部村之内社田」の南、「野田原」

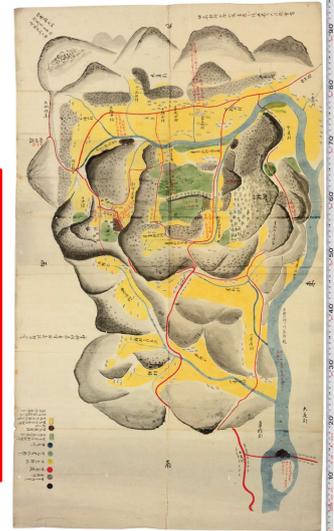
「享保十一丙午年刑罪後追々相衰三、四軒不残潰跡」

土居村付近の旭川中州

「享保十一丙午年此中しま河原二而五拾三人刑罪有之」

→幕末まで、多数の刑死者等の影響が残る。

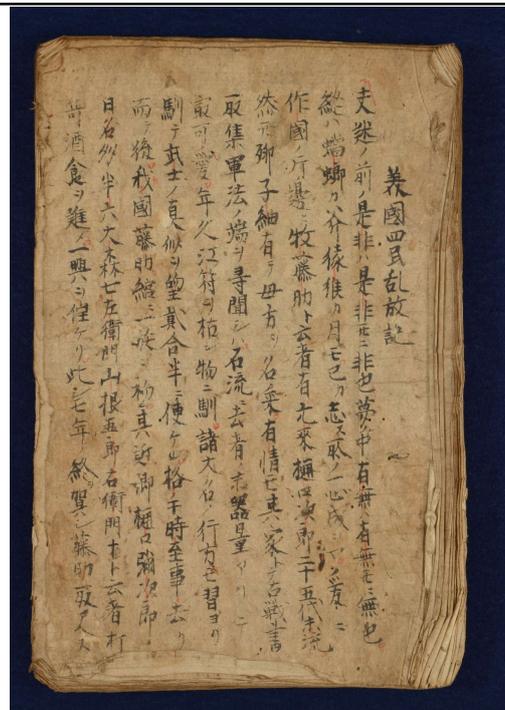
※明和元(1764)年、真島郡の大半(92カ村)と大庭郡富山根村の一部が勝山藩領



岡山県立記録資料館蔵・写真提供

3

山中一揆の記録



津山郷土博物館蔵

4

記録の種類

山中一揆の記録のみを目的とした資料=12種類

〈類型〉

(1) 一揆の経過とともに作成された記録

➤ 「山中百姓騒動之節扣書」

(2) 一揆鎮圧後早期に作成された記録

① 「物語」性がない記録

➤ 「享保十一年在中騒動書（在中騒動明細書）」

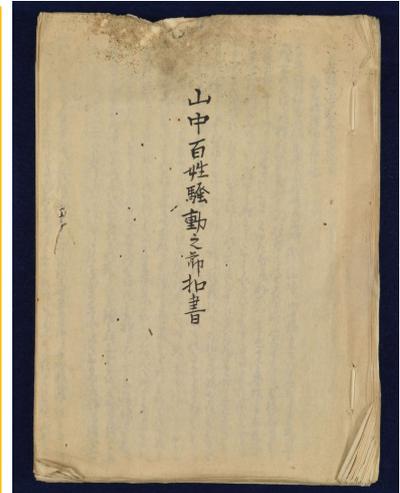
➤ 「山中三触百姓騒動為御鎮・御搦捕・御刑罰覚」

➤ 「津山騒動記」「作州津山御領分在中騒動書」

② 「物語」性が強い記録（「一揆物語」）

➤ 「作州津山城根元並作陽乱聴記」「美国四民乱放記」

➤ 「山中百姓騒動記」



津山郷土博物館蔵

5

記録の種類

(3) 津山藩からの文書をほぼそのまま転用、もしくは若干の記述を加え作成された記録

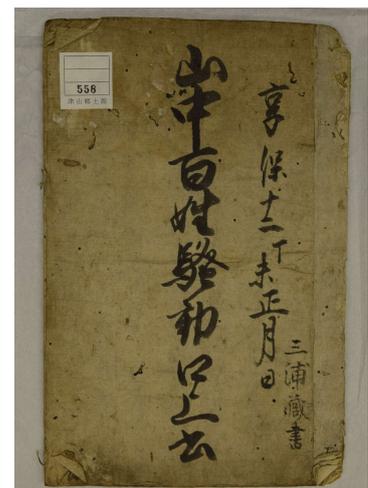
➤ 「山中百姓騒動口上書」

➤ 「享保十一年覚書山中騒動一件」

(4) 一揆鎮圧の後、間を置いて作成された記録

➤ 「作州津山御領分百姓騒動之由来」

➤ 「作州津山相道記」



津山郷土博物館蔵

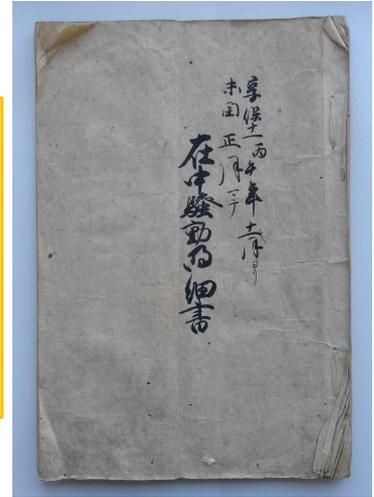
6

写本の作成・流布

写本作成が確認できる記録=6種類

- 「山中百姓騒動之節扣書」 (2点)
- 「享保十一年在中騒動書(在中騒動明細書)」 (2点)
- 「津山騒動記」 (3点)
- 「山中百姓騒動口上書」 (3点)
- 「作州津山御領分百姓騒動之由来」 (6+2点)
- 「作州津山御領分在中騒動書」 (8+2点)

→広く流布している「作州津山御領分百姓騒動之由来」と「作州津山御領分在中騒動書」を検討



個人蔵

7

写本の作成・流布

(1) 「作州津山御領分在中騒動書」
内容：西触より東触に関する動向に詳細な記述
=東触で成立し、主に東触で流布した記録。

写本：三つのグループに分けられる。

- ①原本の構成を保つ写本 (4点)
- ②原本の本文末尾に一文を付加した写本 (2点)
(後述)
- ③「美作山之内騒動実記」の標題で、山中地域で筆写された写本 (2点)



津山郷土博物館蔵

8

写本の作成・流布

(2) 「作州津山御領分百姓騒動之由来」

内容：「津山騒動記」と藩から示された「御領分境迄隣国之御大名方々被出候役人々被相尋候節、大庄屋共々左之通答書可差出旨、申渡候」
覚などを参考に作成。

写本：二つのグループに分けられる。

- ①原本の構成を基本的に保つ写本（5点）
- ②原本本文末尾に一文を付加した写本（1点）（後述）

9

写本の文末や付加文にみる意識の変化

写本文末、末尾への文章付加：筆写者の意識や社会認識の変化を示す。

1 作州津山御領分在中騒動書 （別紙資料）

原本本文末尾に一文を付加した写本（3点）

- 筆写時期：すべて明治以降
- 内容の特徴：公儀役人への抵抗を批判

10

写本の文末や付加文にみる意識の変化

2 作州津山御領分百姓騒動之由来 (別紙資料)

➤ ①原本の構成を基本的に保つ

□ 写本 (1) 〈3点〉

● 筆写時期：安政6 (1859) 年以前～ =この記録の原形

● 内容の特徴：藩の仕置批判←頭取2～3人の落度に (徒党禁止令を反映)

□ 写本 (2)

● 筆写時期：嘉永7 (1854) 年

● 内容の特徴：百姓＝「御国之たから」←「御百姓意識」

□ 写本 (3)

● 筆写時期：万延2 (1861) 年

● 内容の特徴：藩の仕置を「手荒」と表現 (←「承り」と間接的に)

➤ ②原本本文末尾に一文を付加した写本 (1点+1点)

● 筆写時期：万延2 (1861) 年

● 内容の特徴：事実に反する事柄を記し、藩側を批判

11

小括

- ・一揆終結直後から多くの記録が作られたが、江戸後期まで作成されていた可能性がある。
- ・物語性の強い記録は早い時期に作成されている。
- ・幕末期多くの写本が作成され、そのなかには藩側への批判をあからさまに指摘する文章に改変、あるいは付加するものも出現した。

12



供養・顕彰の石造物

13

大林寺・法華經一字一石塔

- ❑ 真庭市黒杭・大林寺に所在。
- ❑ 享保12（1727）年9月、教音（僧侶カ）が書写し、建立。
- ❑ 台座一段目四面と二段目背面に刑死者の法号・村名・名前を刻む。[（別紙参照）](#)
- ❑ 台座一段目に50名、台座二段目に2名
→台座二段目に2名（25日処刑）は追刻か？

※法華經一字一石塔：小石に法華經の文字を1個に1字ずつ書いて、經文の全文を記し、この小石を埋めて上に立てた石塔。經文を紙に写すより手数がかかるため、より仏や死者への供養となると考えられていた。
法華經全文であれば、小石は6万9,754個となる。



14

清水寺・大仏頂陀羅尼読誦供養塔

- 真庭市久見・清水寺に所在。
- 建立年代不詳→一揆終結後早い時期か？
- 清水寺が「志主」となり、1月13日に土居河原で処刑された25名の供養のため建立。「大仏頂陀羅尼」を1万8千回読誦した。(別紙参照)
- 昭和40年に禾津の川の中から発見。
→土居河原付近に建立されていたか？

※大仏頂陀羅尼：不空訳一卷。大仏頂真言ともいい、真言宗で読誦するもっとも長い陀羅尼の一つ。

※陀羅尼：すべてのことを心に記憶して忘れない力、または修行者を守護する力のある章句をいい、特に密教では一般に長文の梵語を訳さないで、原語のまま音写されたものをいう。(『例文 仏教語大辞典』より)

※志主(しぬし)：施主以外の塔婆供養者。



15

田部義民の墓



- 真庭市蒜山西茅部に所在。
- 建立年代不詳→一揆終結後早い時期
- 高さ30～40cmほどの石造地蔵等が並ぶ。
- もとは別々の場所にあったものが寄せ集められる。
- ※『義民新版』には、昭和三十二年の二百三十年忌を期して、現在地に整備移転するまでは、この二十体の石碑は、草に埋もれて倒れたままになっていたという」とある。
- 奥山中絵図の「絶家跡」の近く。
- いくつか刻銘が判明する。
=1月13日に処刑された人物
(別紙参照)

16

大森の七左衛門父子祠



- 真庭市蒜山東茅部に所在。
- 建立年代不詳
- 3月12日処刑された七左衛門・喜平次父子を祀る。
- かつて旭川の堤防際にあったとされる。

17

剣のみさき



- 真庭市鉄山に所在。
- 現在の木造の祠は建て替えて、起源は不明。
- 1月25日湯本村で処刑された七郎兵衛を祀る。
- 向かって右は、大正15年（1926）1月25日の日付が入った二百年祭を記念した石碑

※みさき（御崎）：怨霊を鎮めるために祀ったもの。五十年忌を過ぎると墓地やその近くに小社を祀ったもの。など
（『岡山民俗事典』を参考）

18

徳右衛門御前

- 真庭市仲間に所在。
- 嘉永年間（1848～1854年）建立と伝えられる。
- 裏面の刻銘から、仲間村牧分の村役人4名が施主となり、土居村孫左衛門ほか2名・真賀村清三郎・上岸村弥五郎が寄進（費用？）し建立される。
（別紙参照）
- かつては、刀・鎌・鋏・幟などが奉納され、願い事がかなうとして販わっていた。
（写真参照）



19

義民樋口弥治郎碑



- 真庭市見尾に所在。
- 大正6年間（1917）年3月17日、勝山町城北有志者青年団により建立。
- 弥治郎が隠れていた山は「弥治郎嶽」と呼ばれる。
- 潜伏先に愛犬が弁当を届けていたという伝承にちなみ、この石碑に寄り添うように忠犬碑も立てられる。

20

供養から顕彰へ



21

山中一揆資料作成、写本の筆者、供養・顕彰の石造物の関係

年代	記録作成（原本）	写本作成	供養・顕彰石碑
享保12 (1727)	享保十一年在中騒動書 美国四民乱放記 作州津山城根元並作爾乱總記 山中三船百姓騒動為御領・御預捕・御刑罰覚		大林寺・法華經一字一石塔 (清水寺・大仏頂陀羅尼読誦供養塔)
享保13 (1728)			見明戸・万雲道標 新庄・六十六部廻国供養塔
享和3 (1803)		津山御領分在中騒動書	
文政9 (1826)		作州津山御領分在中騒動書 山中百姓騒動記	
文政10 (1827)		(津山騒動記)	
文政13 (1830)		享保年中騒動記	
嘉永2 (1849)		美作国山中百姓騒動 武巻 美作国山中百姓騒動 巻巻	(仲間牧・徳石衛門御前)
嘉永7 (1854)		美作津山百姓騒動由来記	
安政6 (1859)		(作州津山御領分百姓騒動由来)	
文久元 (1861)		津山御領分百姓騒動之由来 津山御領百姓騒動由来 (作州津山相道記)	
文久2 (1862)		美作国騒動記	
慶応3 (1867)		津山在中騒動記	
明治6 (1873)		津山御領分百姓騒動之由来	
明治33 (1900)		美作山之内騒動実記	
大正6 (1917)		美作山之内騒動実記	見尾・義民弑次郎碑
昭和元 (1926)			鉄山・剣のみさきの記念碑
昭和12 (1937)		美作山之内騒動実記	
昭和36 (1961)			湯谷・義民顕彰碑
昭和57 (1982)			赤津・顕彰碑ほか

PDFへ

22

〈表から分かること〉

◆筆写年代の分かる写本

=19世紀以降で、幕末期に増加する。

◆供養・顕彰関係の石造物

=一揆終結後100年以上造営されない。

※「徳右衛門御前」が一つの契機となる

=供養から顕彰への転換

※明治以降、自由民権運動の展開などで、全国的にも「義民」顕彰の動きが広まる。
→山中一揆でも同様だったと思われる。



23

【山中一揆の伝統】

■ 山中地域のその後の一揆

文政8（1825）年、慶応2（1866）年など

特徴：「非人拵」、「しいて食を乞い候者」

←「御百姓意識」=百姓存続を武器に権力批判（山中一揆から学ぶ？）

■ 明治4（1871）年の「新政反対一揆」

指導者の一人が頭取徳右衛門の位牌を担ぎ、参加者を鼓舞したと伝承。

（横山十四男『義民 新版』）

■ 幕末期多くの写本が作成され、そのなかには藩側への批判をあからさまに指摘する文章に改変、あるいは付加するものも出現する。

山中一揆＝一揆の激しさや被処罰者数の多さからだけではなく、小前百姓が主体となった最初の百姓一揆として、山中地域の民衆運動の原点となる。そして、幕末の危機感増大をきっかけに、想起され、意識された。

24